

付録 3

道路工事現場における標示施設等の設置基準

- [1] 道路工事現場における標示施設等の設置基準
- [2] 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置基準
- [3] 道路工事保安施設設置基準
- [4] 工事のお知らせ看板

[1] 道路工事現場における標示施設等の設置基準

平成25年10月 1日 改定

令和5年 4月 1日 改定

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

記

(道路工事の標示)

1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(6) 請負金額

請負金額を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考(1)を参照）

(迂回路の標示)

3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を表示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考(2)及び参考(3)を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

(管理)

5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表 様式 1

114cm

140cm

ご迷惑をおかけします

**水道管の〇〇を
行っています**

元号〇年〇月〇日まで
時間帯 9:00~17:00

水道工事

発注者 さいたま市水道局
〇〇部〇〇〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

施工者 〇〇〇〇株式会社
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

請負金額 00,000,000 円

別表 様式 2



別表備考

一 様式 1

(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

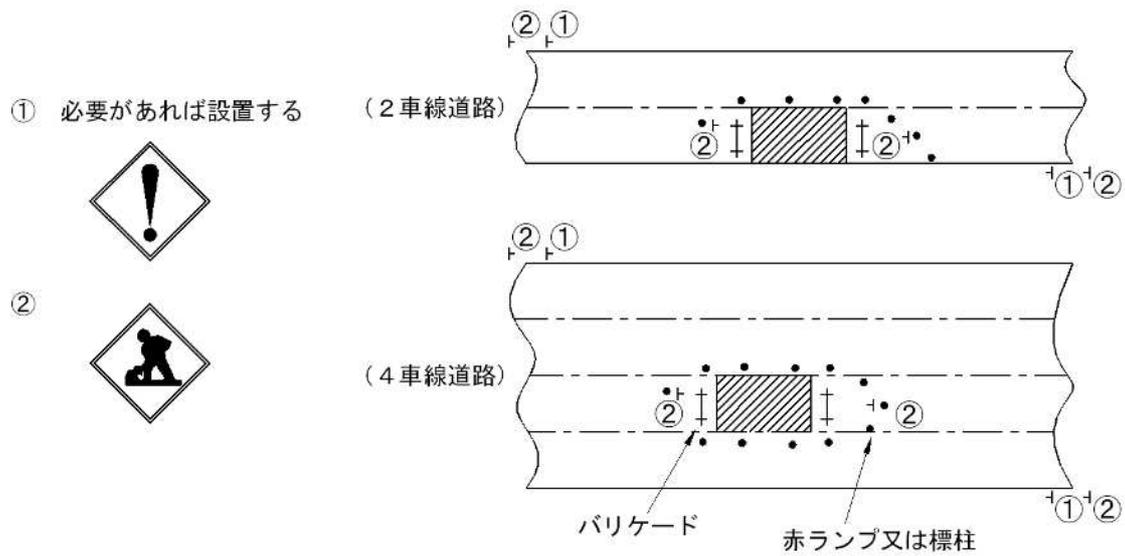
(2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。

二 様式 2

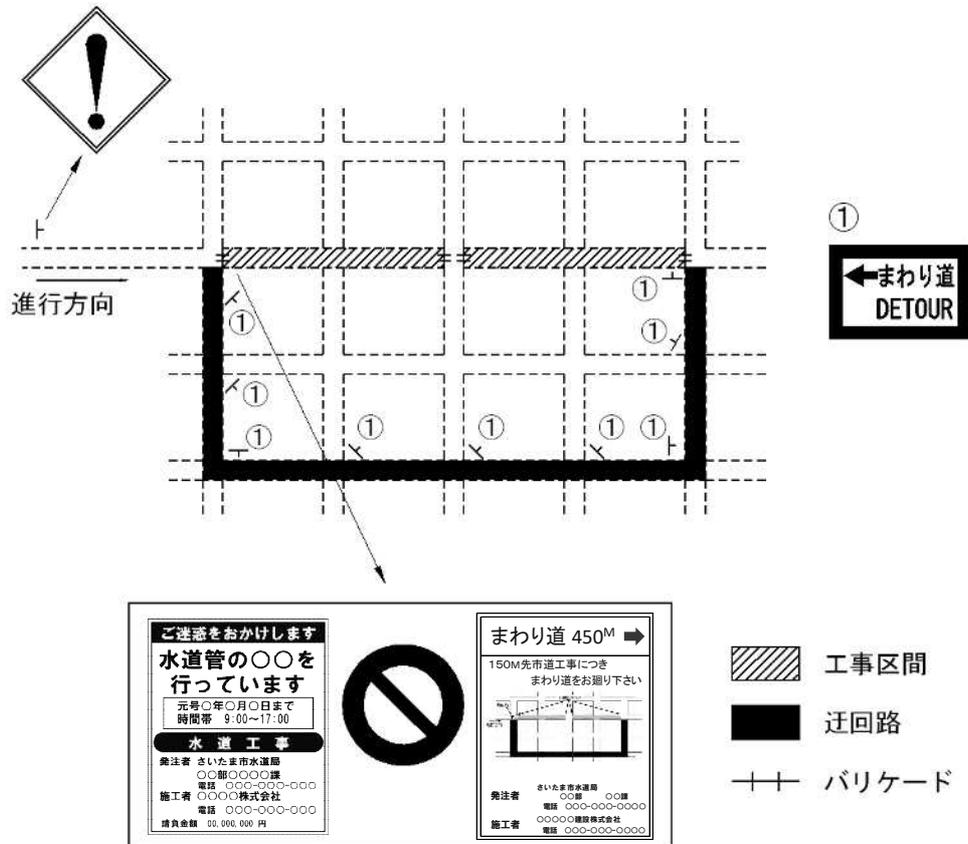
(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

(2) 縁の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm とする。

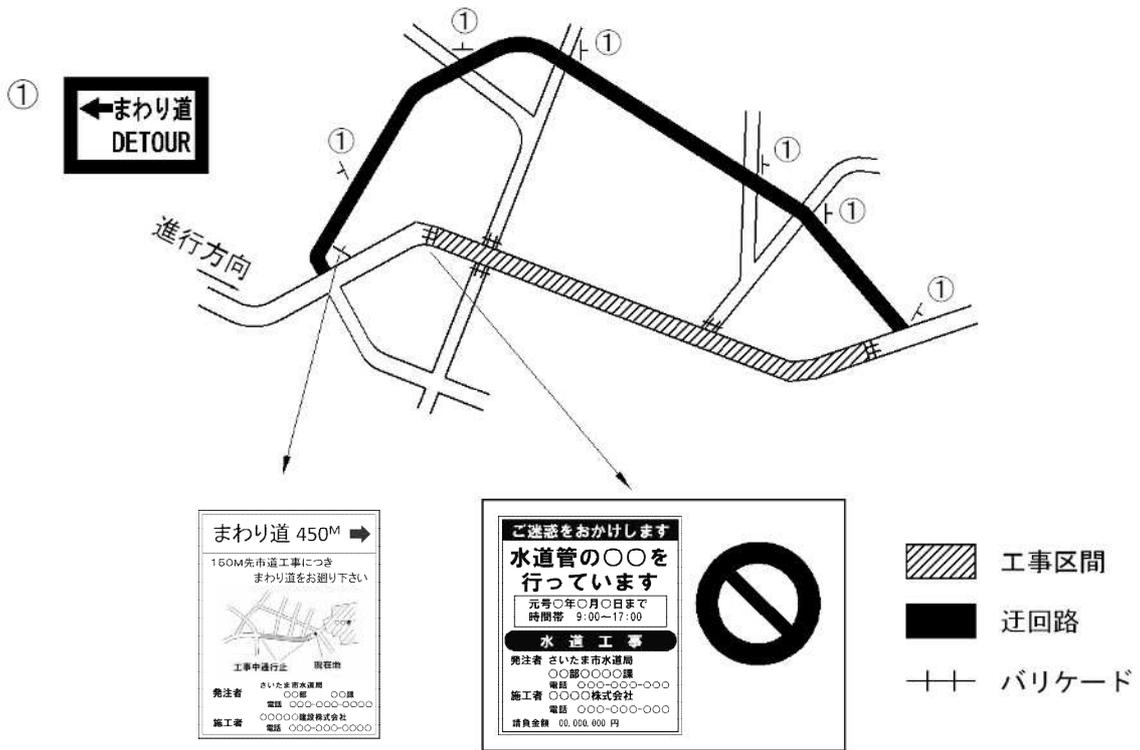
参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例



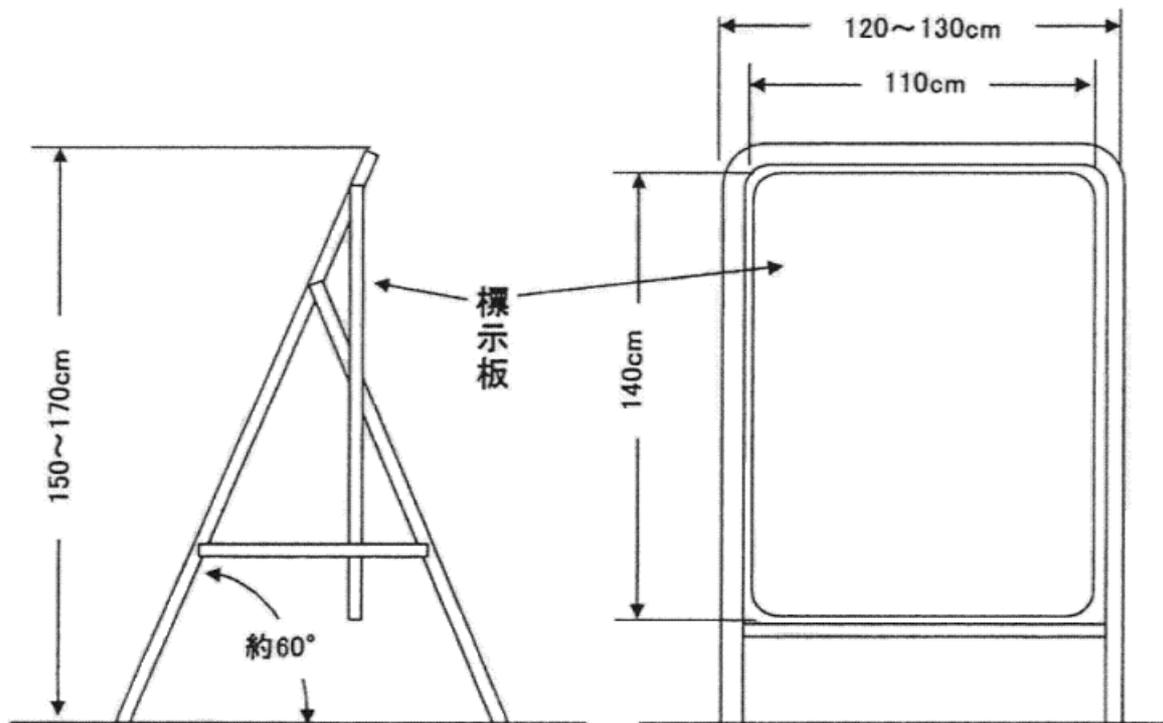
参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
 （進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考(4) 設置方法の一例



[2] 道路工事現場における工事情報看板及び 工事説明看板的設置基準

※ 土木工事実務要覧 (1/2) 第3 施工編

「7. 道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について」より抜粋

7. 道路工事現場における 工事情報看板及び 工事説明看板的設置について

制定	平成18年10月	1日
改定	平成22年4月	1日
改定	令和5年4月	1日

道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置基準

道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進するために、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するものである。

工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定める。

記

1 工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

3 占用工事に係る取扱いについて

「道路工事」の中には、占用工事が含まれているものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

4 イメージキャラクターについて

当該看板には、さいたま市のイメージキャラクター「つなが竜ヌウ」を使用することができる。「つなが竜ヌウ」の使用にあたっては、キャラクターデザインの使用方法を定めた「ヌウマニュアル」に準じるものとする。

(様式1) 工事情報看板 (道路補修工事)



(様式2) 工事説明看板 (道路補修工事)



(様式3) 工事情報看板 (占用企業工事)



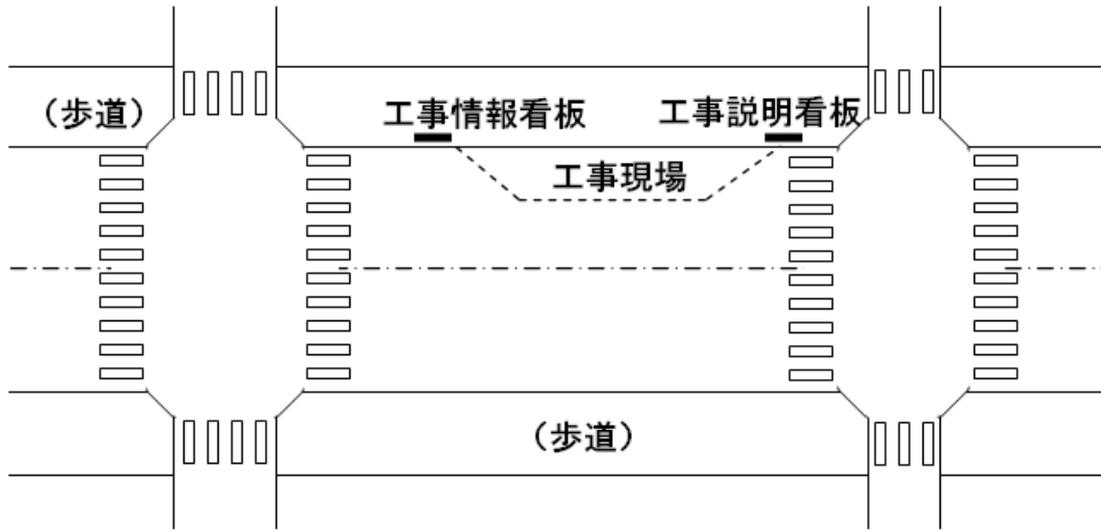
(様式4) 工事説明看板 (占用企業工事)



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所



[3] 道路工事保安施設設置基準

平成 2 5 年 1 0 月 1 日 改定
令和 5 年 4 月 1 日 改定

道路工事保安施設設置基準

保安施設設置標準図一覧表

呼称	適用条件 (例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)				
	工 種	車道幅員	昼 夜 別	摘	要
A 型	車道打換え・オーバーレイ・AS注入	4車線以上	夜間(昼間)作業	局部打換も含む	
B 型	〃 ・ 〃 ・ 〃	4車線未満	同 上	〃	
C 型	〃 ・ 〃 ・ 〃	4車線以上	同 上	〃	
D 型	中央分離帯修理、設置	-	同 上		
E 型	歩道工事	-	同 上		
F 型	ガードレール、標識、街渠等の設置修繕	-	同 上		
G 型	除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正	-	昼間作業		
H 型	路面および側溝の人力清掃	-	同 上		
I 型	目地シール作業等(短時間作業)	-	同 上		
J 型	レーンマーク作業	-	同 上		
迂回路標示	迂回路標示	-	-		

保安施設等の設置目的

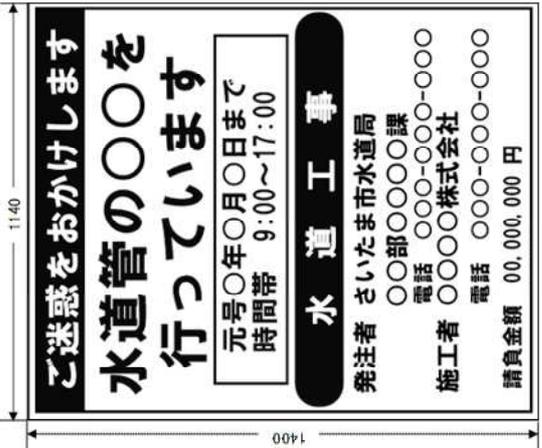
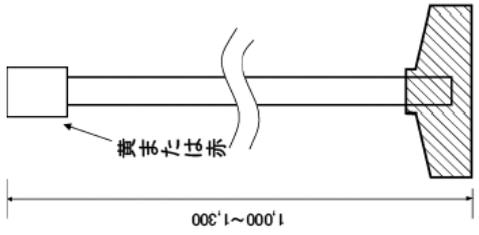
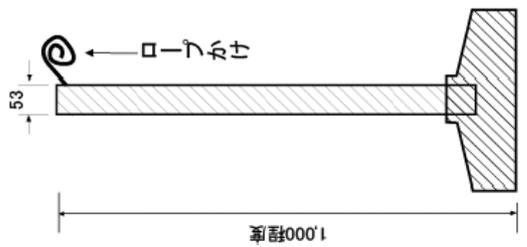
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他の	備考
工事用照明灯				○			
保安灯	■ (⑥)	○		○			
歩道柵	●—● (⑦)		○	○			
バリケード			○	○			
矢印板		○					
保安員	人					○	
交通誘導警備員	人◇	○					
クッションドラム						○	必要に応じて設置
体感マット						○	必要に応じて設置
交通誘導ロケット		○					必要に応じて設置
カラーコーン	○	○	○	○			
標示板(工事予告)	①			○			
警戒標識	②			○			
規制標識(311-F)	③	○			○		
規制標識速度落とせ看板	④				○		
標示板(工事中看板)	⑤					○	

保安施設等の設置目的										
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指	導	その他	備考		
工事中(内部照明型)	⑧	○								
警戒標識	⑨	○			○					
〃	⑩	○			○					
歩行者案内板	⑪		○							
停止線標識	⑫				○					
信号機	⑬				○					
段差予告板	⑭			○						
段差標示板	⑮			○						
工事情報看板	⑯						○			
工事説明看板	⑰						○			
工事予告看板	⑱			○						
迂回路標示板	—	○								

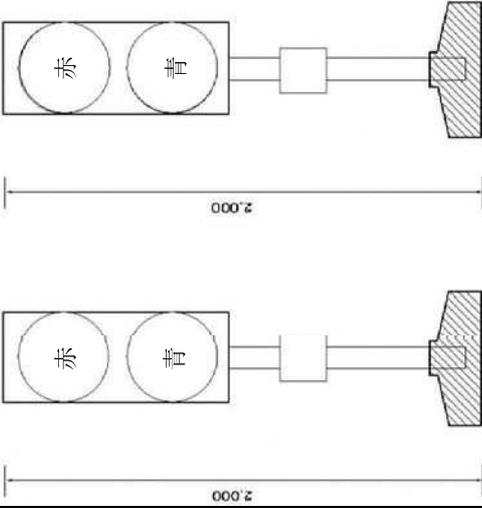
保安施設標準様式図

番号	1	2	3	4
記号	①	②	③	④
名称	標示板 (工事予告)	警戒標識	規制標識 (311-F)	規制標識速度落とせ看板
様式および標準寸法 (単位:mm)				
注	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>規制標識 (311-F)</p> <p>(1) 拡大率1.5倍を標準とするが場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。 (2) 夜間は内部照明とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

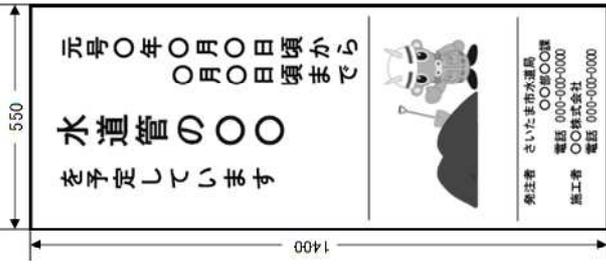
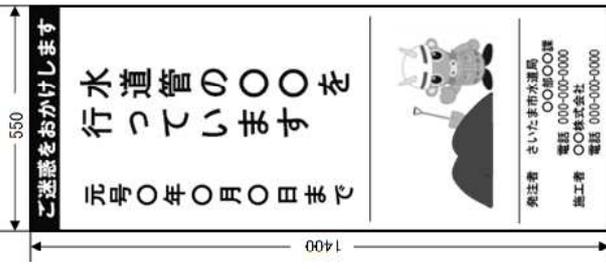
保安施設標準様式図

番号	5	6	7
記号	⑤	⑥	⑦
名称	標示板 (工事中看板)	保安灯	歩道柵
式 び 法 標準寸法 (単位mm)			
注	(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇」をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及びひ線は黒色、地は白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。 (7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてもよい。		
	(1) 転倒しないように留意して設置すること。		
	(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。		

保安施設標準様式図				
番号	9	10		
記号	⑨	⑩		
名称	車線数減少	片側交互通行		
		歩行者案内		
		停止位置		
様式 および 標準寸法 (単位:mm)				
	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 実際の規制に合わせた図とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 路面に停止線を設ける。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。
注				

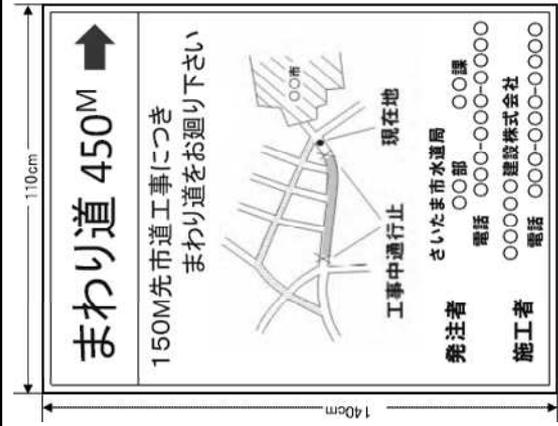
保安施設標準様式図			
番号	13		
記号	⑬		
名称	信号機		
番号	14		
記号	⑭		
名称	段差予告		
番号	15		
記号	⑮		
名称	段差標示		
様式および おおよそ 標準寸法 (単位:mm)			
注	(1) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 50mから150m手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 段差箇所に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。

保安施設標準様式図

番 号	16	17
記 号	⑬	⑰
名 称	工事情報看板	工事説明看板
様 式 お お 標 準 寸 法 (単位mm)		
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事開始から道路工事を終了するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p> <p>(7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてもよい。</p>

保安施設標準様式図			
番号	18	19	21
記号	㊸	→	⇒
名称	工事予告看板	バリケード	矢印板
式 び 様 お 標 準 寸 法 (単位:mm)			
	(1) 500mから1000m手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 夜間は内部照明とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 転倒しないように留意して設置すること。
注			

保安施設標準様式図

<p>番号</p>	<p>22</p>	<p>迂回路標示板</p>
<p>記号</p>		
<p>名称</p>		
<p>様式 および 標準寸法 (単位:mm)</p>		
<p>注</p>	<p>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	

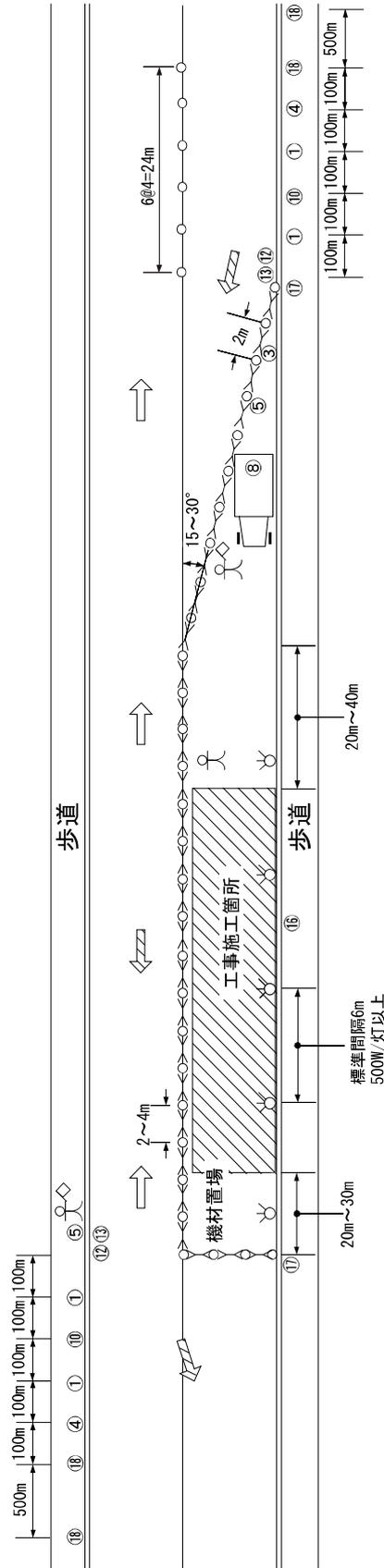
B 型標準図

車道打換(局部打換も含む)

オーバーレイ

As注入

: 4車線未満 : 夜間(昼間)

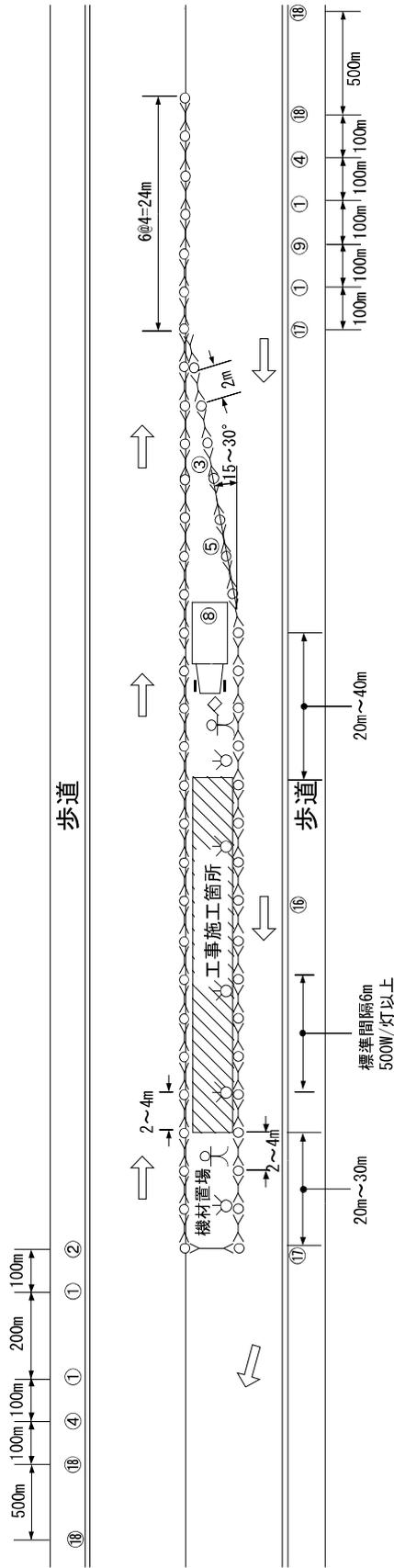


- 注) 1. 保安要員1名以上、交通誘導警備員2名以上おくこと。
 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. 現地の状況により信号機を使用することが出来る。
 5. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 6. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 7. 近接して工事が行われる場合、①及び⑩は各工区間で調整を行い設置すること。
 8. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 9. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

C 型標準図

車道打換(局部打換も含む)
オーバーレイ
As注入

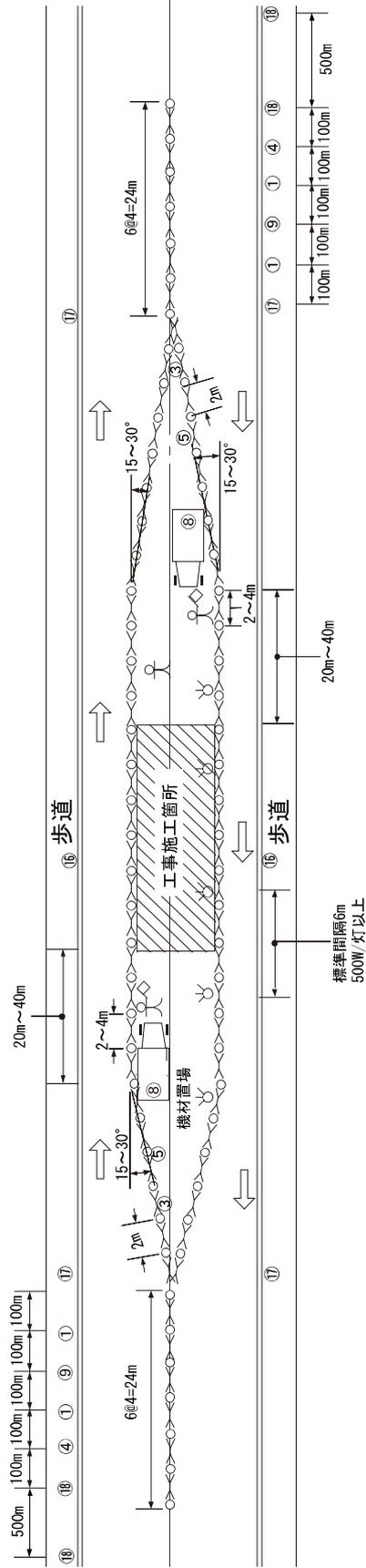
: 4車線以上 : 夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員及び交通誘導警備員をそれぞれ1名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 3. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑩は各工事で調整を行い設置すること。
 6. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

D 型標準図

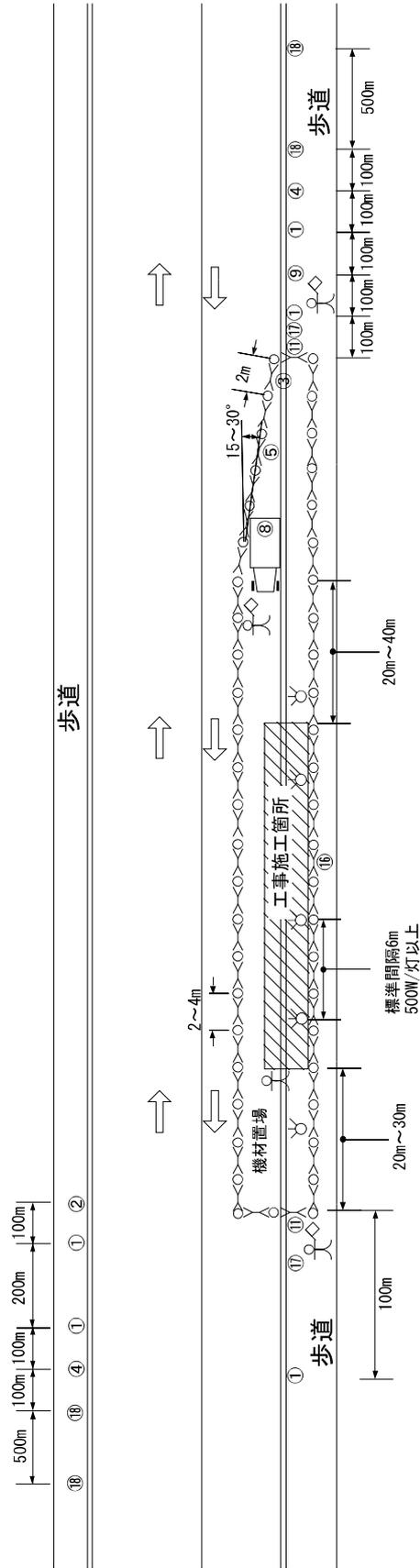
中央分離帯修理、設置：夜間（昼間）



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通誘導警備員2名以上、おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 3. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事間で調整を行い設置すること。
 6. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感誘導ロボットを配置すること。

F 型標準図

ガードレール、標識、街渠等の設置修繕：夜間(昼間)



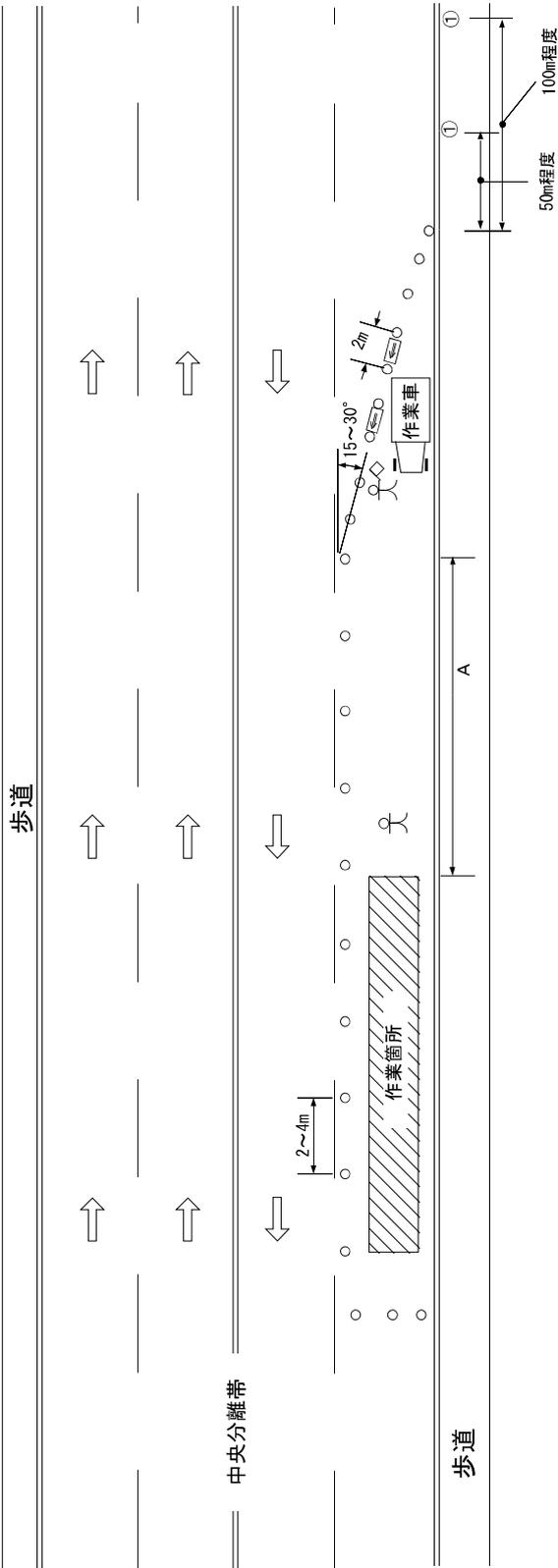
- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員3名以上、おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑩は各工事で調整を行い設置すること。
 7. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感誘導ロボットを配置すること。

G 型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正：昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「除草作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用
 2. Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況と勘案して確保する。
 (Aについては30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと)
 3. 保安要員1名以上、交通誘導警備員1名以上おくこと。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

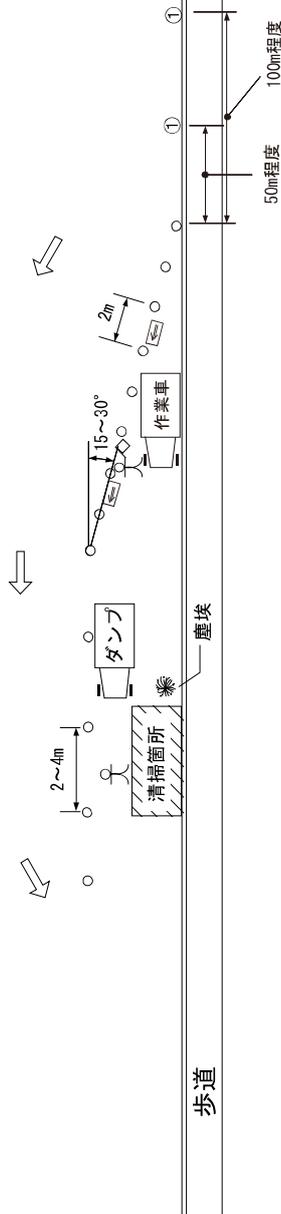
H 型標準図

路面および側溝の人力清掃：昼間作業



注：標識②③は作業中に張りつけることを原則とする。
「作業中」は「清掃作業中」等と標示する。

歩道



歩道

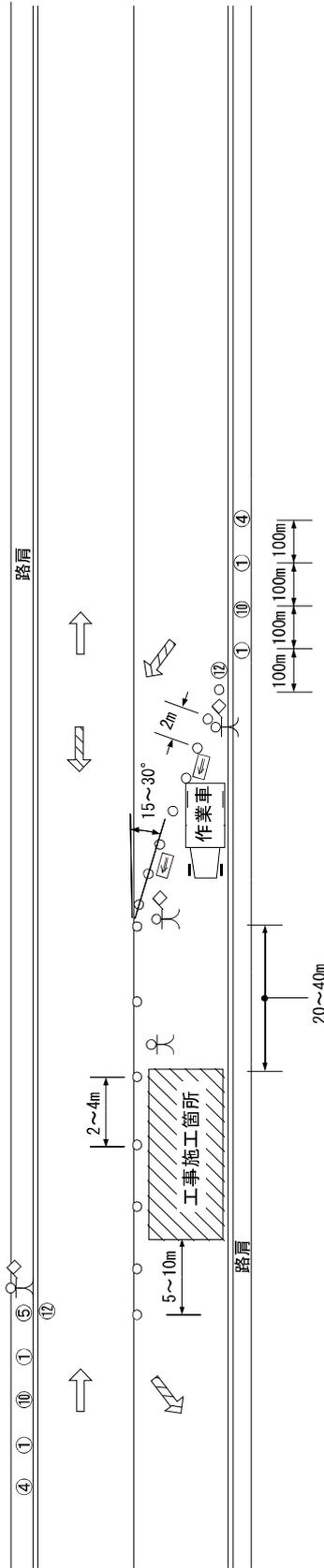
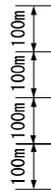
- 注) 1. 移動用
2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員1名以上おくこと。
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

I 型標準図

目地シール作業等 (短時間作業) : 昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「作業中」は「舗装維持作業中」等と標示する。



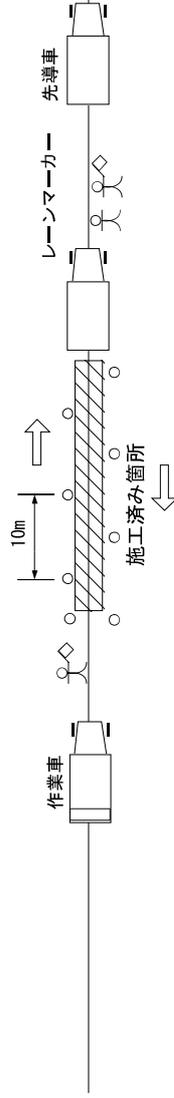
- 注) 1. 移動用
2. 保安要員1名以上、交通誘導警備員3名以上おくこと。
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。

J型標準図

レーンマーク作業：昼間作業



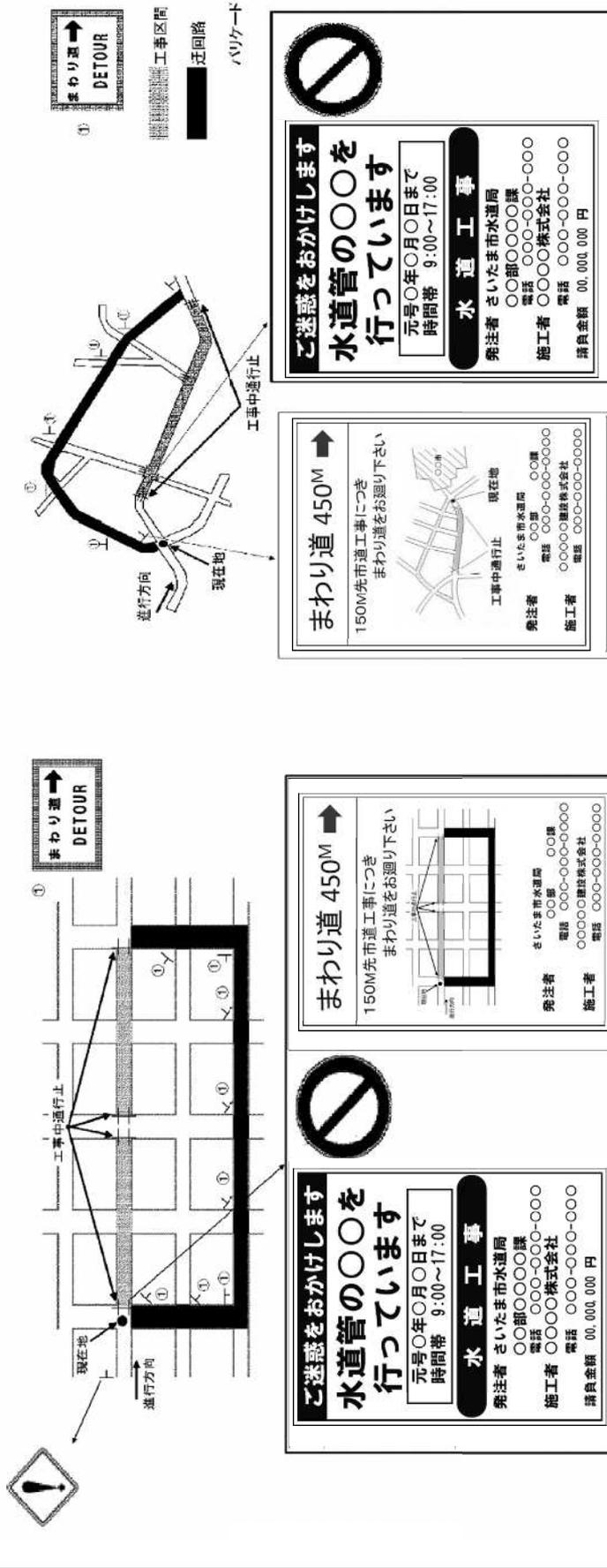
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「区画線作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用
2. 作業実施には原則として警察官立会いの上施工し、広幅員の場合には防護用作業車を使用のこと。
3. 先導車を使用すること。
4. 保安要員1名以上、交通誘導警備員2名以上おくこと。
5. カラコーンの設置間隔は当該警察署と協議すること。

迂回路標示標準図

迂回路標示



注) 1.迂回路の設定及び交通誘導警備員の配置については、当該警察署と協議すること。

[4] 工事のお知らせ看板

令和 3年 4月 1日 改定
令和 5年 4月 1日 改定

工事看板の標準様式（水道工事 記載例）

工事中看板



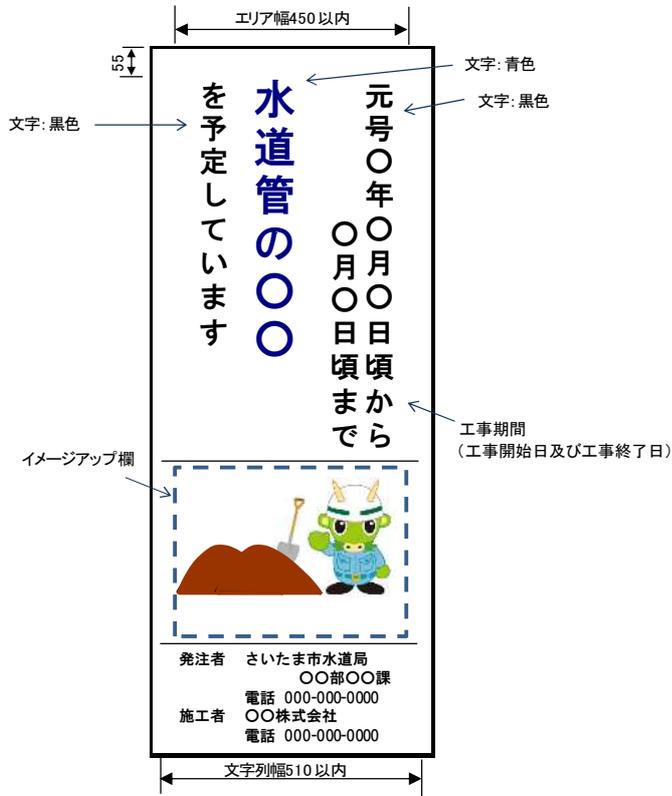
W1140 × H1400mm

※ 道路管理者からの指示
がある場合は、その指
示に従ってください。

工事看板の標準様式（水道工事 記載例）

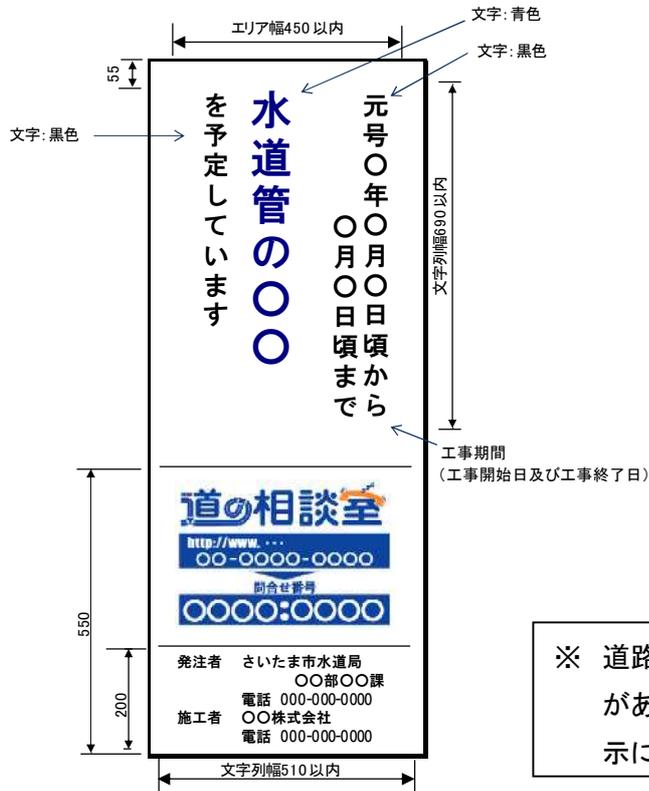
工事情報看板

【県・市道の場合】



W550 × H1400mm

【国道の場合】



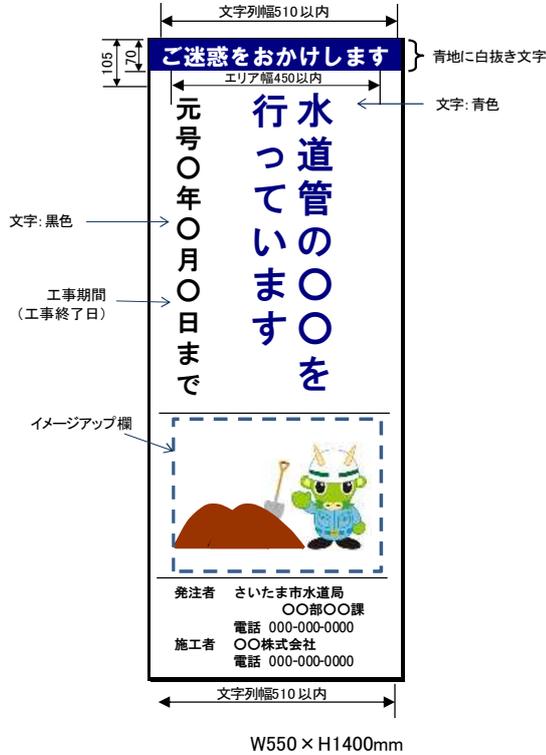
W550 × H1400mm

※ 道路管理者からの指示がある場合は、その指示に従ってください。

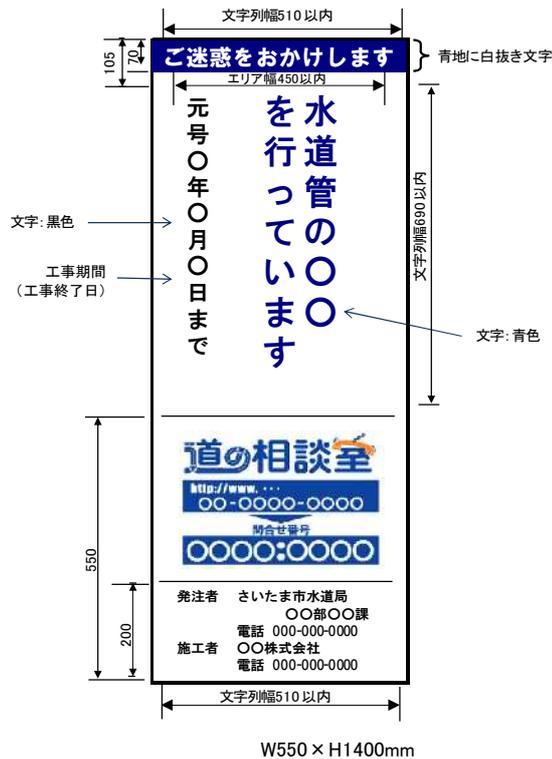
工事看板の標準様式（水道工事記載例）

工事説明看板

【県・市道の場合】



【国道の場合】



※ 道路管理者からの指示がある場合は、その指示に従ってください。

工 事 看 板 表 示 例 (水道工事)

工 事 看 板 表 示 基 準

区 分	主 な 工 種	件 名	工 事 看 板 表 示 (例)
水道 関 係	供給関連工事	水道工事	水道管の【新設・取替・撤去】を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	水道工事	
	修繕・補修工事	水道工事	水道管の修理を行っています
	配水管工事	水道工事	
	支障移設工事	水道工事	水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	水道工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
	点検・補修工事	水道工事	水道管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	水道工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています